金ケ崎町農業委員会議事録

令和元年８月 20 日午後１時 30 分から令和元年第８回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場４階大会議室に招集して開催した。

１．本会議に出席した委員は 11 名で次のとおりである。

第１番委員	高　橋　旦　志	第７番委員	名　和　和　弘
第２番委員	石　　田　　一	第８番委員	菊　地　重　治
第３番委員	小　嶋　教　三	第 10 番委員	小　野　ま　り　子
第４番委員	髙　橋　正　則	第 11 番委員	那　須　　正　昭
第５番委員	松　本　義　文	第 12 番委員	菊　地　成　壽
第６番委員	千　田　眞　一		

２．本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	阿　部　一　之
事務局長補佐	阿　部　勝　利
係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

３．本会議の提出案件は次のとおりである。

議案第１号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第２号　金ケ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
議案第３号　令和元年度岩手県農業委員会大会における提案事項について

４．本会議の書記は次のとおりである。

係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

議　　長　　只今から令和元年第８回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間　13 時 30 分

議　　長　　只今の出席委員は、11 名であります。
　定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第 11 条の規定により会議は成立いたしました。

議　　長　　日程第１、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第 14 条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり――――
議　　長　　異議なしと認め、議事録署名人には７番名和和弘委員、８番菊地重治委員を、書記には事務局を指名いたします。

議　　長　　日程第２、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり――――
議　　長　　異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議　　長　　日程第３、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
事務局長　　【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
議　　長　　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議　　長　　日程第４、議案第１号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を求めます。
　番号１番の案件について８番菊地重治委員より報告願います。
第８番委員　　８番菊地です。８月 15 日午後、南方地区の農地利用最適化推進委員の相沢清幸委員と千葉誠委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。当日は他の案件の現地確認もありましたので、那須正昭農業委員、高橋旦志農業委員も同行しております。
　譲受人である[redacted]が宅地分譲地造成のため、農地所有者の[redacted]さんから田を売買により取得し転用しようとするもので、令和元年６月 26 日付で農地転用許可済みの造成地に接続して開発する計画となっています。農地転用の許可基準である立地基準ですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。一般基準についてですが、申請地の東側と西側の農地と隣接する箇所には土留め擁壁を設置し土砂の流出を防ぐ計画であることから隣接の農地への影響はないものと考えられます。また、事業実施に係る費用については、自己資金により準備していることを確認しております。以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議　　長　　続いて、番号2番及び3番の案件について10番小野まり子委員より報告願います。

第１０番委員　　10番小野です。8月15日午前、街地区の農地利用最適化推進委員の菊地勇委員と高橋重貴委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。

　譲受人である[redacted]さんが駐車場用地造成のために農地所有者の[redacted]さんと[redacted]さんから田を売買により取得し転用しようとするものです。農地転用の許可基準である立地基準ですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、自己資金により準備していることを確認しております。また、申請地と隣接する農地はなく、隣接農地への影響は発生しないものと考えられます。以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議　　長　　続いて、番号4番の案件について11番那須正昭委員より報告願います。

第１１番委員　　11番那須です。8月15日午後、南方地区の農地利用最適化推進委員の相沢清幸委員と千葉誠委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。

　譲受人である[redacted]が宅地分譲地造成のために農地所有者の[redacted]さんから田を売買により取得し転用しようとするものです。農地転用の許可基準である立地基準ですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額融資を受ける計画であることを融資申込受付証明書により確認しております。また、申請地と隣接する農地及び水路の箇所には土留め擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ計画であることから周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議　　長　　続いて、番号5番及び6番の案件について1番高橋旦志委員より報告願います。

第１番委員　　1番高橋です。8月15日午後、南方地区の農地利用最適化推進委員の相沢清幸委員と千葉誠委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。

　譲受人である[redacted]が宅地分譲地造成のために農地所有者の[redacted]さんと[redacted]さんから田を売買により取得し転用しようとするものです。農地転用の許可基準である立地基準ですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額融資を受ける計画で融資申込受付証明書により確認しております。また、申請地と隣接する農地はなく、周辺農地への影響はないものと考えられます。以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議　　長　　ご苦労様でした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第３番委員　3番小嶋です。番号2番と3番の案件について、周辺には工場などもありませんが、約35aもの農地を駐車場のみの目的で転用するものでしょうか。

事務局　農地転用の申請受付の際になぜ駐車場が必要かという聞き取りを行いました。譲受人の[redacted]が、転用申請地の周辺に集合住宅を建設する予定ということで、そのための駐車場として利用するということです。

第７番委員　7番名和です。番号1番の案件について、申請の3筆は[redacted]さんの旧来からの所有農地ではないかと思います。農地として取得後、転用するのは農地法等の規則はないのでしょうか。

事務局　申請農地は数年前に農地法第3条で[redacted]さんへ所有権移転され、[redacted]さんが耕作や自己保全管理をしていた土地ということです。以前は農地法で農地を取得した後3年は耕作するものと定められておりましたが、現在はなくなっております。岩手県としては所有権移転後、約3年程度は耕作することを申請の際に確認するようにという運用状況です。申請農地につきましては、今年買って今年転用するものではなく、数年間耕作や自己保全管理がなされていたことを確認しております。また、現地報告でもありましたが、南側の道路に接した部分は6月に転用許可済みの農地で、それに接続して北側の3筆の農地を造成するということで、許可相当ではないかと判断したところです。

議長　ほか、質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号　農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議長　挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議長　日程第5、議案第2号　金ケ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議長　説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第５番委員　5番松本です。以前の申請で、今回申請農地の西側を[redacted]の資材や重機置場にしていると思いますが、用地不足による拡張ということでよろしいですか。

事務局　おっしゃる通り、今回の農用地区域からの除外の計画内容を確認したところ、既存の用地が手狭になり拡張するということです。申請農地については、農地転用の申請が今後なされると思いますが、農地転用の許可基準の既存施設の２分の１以下の拡張という要件に当てはまる面積であることを確認しております。

第５番委員　町内で建設業者が資材置場や重機置場としているところが多数あると思います。動かない機械をずっと置いているところもあるので、そ

のように使用されるのはいかがなものかと思い質問させていただきました。今後申請があったときには、そのことも踏まえて確認していただきたいと思います。

議　　長　ありがとうございます。ほか、質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

議　　長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り採決いたします。

議案第２号　金ケ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、計画の変更に異議ない旨の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

———全員挙手———

議　　長　挙手全員であります。よって、本案は計画の変更に異議ない旨の意見を付して金ケ崎町長に回答することに決定しました。

議　　長　日程第６、議案第３号　令和元年度岩手県農業委員会大会における提案事項についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

第１番委員　農政小委員長の１番高橋です。各小委員からの要望を取りまとめ、８月 16 日に開催された農政小委員会で提案事項案を作成しましたので、ご審議よろしくお願いします。

議　　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第２番委員　２番石田です。これは例年通り奥州市農業委員会と併せたものを再度検討し、岩手県の農業委員会大会へ提出するのでしょうか。また、金ケ崎町だけの要望事項の場合はそのまま岩手県へ提出するのでしょうか。

第７番委員　７番名和です。最近、特に問題になっているのは鳥獣被害です。被害額はかなりの額になると思いますし、荒廃農地との関連もありますので、要望事項に追加していただければと思います。

第５番委員　５番松本です。農機具やハウス購入の補助事業は多数ありますが、ハードルが高く、申請しても対象外になることが多いです。一般農家が使えるような補助事業にしていただきたいと思います。

議　　長　お諮りいたします。休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

———なしの声あり———

議　　長　異議なしと認め休憩に入ります。

議　　長　休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き、会議を続けます。

事　務　局　２番石田委員からの質問にお答えします。委員のおっしゃるとおり奥州金ケ崎農業委員会として併せて、岩手県へ報告することになります。奥州市農業委員会からの提出になりますが、重複する部分は調整していただき、金ケ崎町のみの要望事項はそのまま岩手県へあげていただいております。

事務局長　続きまして鳥獣被害の件についてですが、例年全県的に要望が出ているので今回金ケ崎町からの要望事項にはいれておりませんでした。農政小委員長と事務局に一任していただき、調整したいと思います。補助事業についてですが、松本委員のおっしゃるとおり個人よりは法

人対象ということでハードルが高い状況にはございます。国には補助できる体制を整備していただきたいですし、それがかなわない場合は県単や町単で補助していくことになるかと思います。

議　　長　ほか、質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り採決いたします。

議案第３号　令和元年度岩手県農業委員会大会における提案事項について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和元年第８回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。大変ご苦労様でした。

時間　14 時 20 分